

## 財団法人ふくしま市町村建設支援機構印鑑規程

### (目 的)

第1条 この規程は、ふくしま市町村建設支援機構(以下「支援機構」という。)の印鑑について必要な事項を定めることを目的とする。

### (印鑑の種類等)

第2条 印鑑の種類、用途、形状寸法、ひな形及び印鑑管理者は、別表のとおりとする。

2 印鑑管理者は、印鑑の取扱いを厳正にするため、印鑑取扱者を別に定めておかなければならない。

3 印鑑取扱者は、印鑑の使用の責めに任じなければならない。

### (管理の方法)

第3条 印鑑は、常に堅固な容器に納め、錠を施し、一定の場所に置き、その取扱いは、厳正を期さなければならない。

2 印鑑は、印鑑管理者の承認を受けた場合のほか、管理する場所以外に持ち出してはならない。

### (印鑑台帳)

第4条 印鑑の管理者は、印鑑を調製し、若しくは廃止したときは、印鑑台帳(第1号様式)に所定の事項を登載しておかなければならない。

### (印鑑の調製及び廃止の手続)

第5条 印鑑の調製及び廃止の決定は、理事長が行う。

2 前項の規定により廃止の決定があった場合において使用しなくなった印鑑は、使用を廃止した日から5年間保存し、保存期間を経過したときは、焼却または裁断の方法により廃棄する。

### (印鑑の使用)

第6条 印鑑を使用しようとするときは、印鑑の取扱者に、決裁になった起案文書及び浄書文書を示して、その承認を受けてから押印しなければならない。

### (印鑑の紛失等届出)

第7条 印鑑の管理者は、印鑑を紛失または損傷したときは直ちに、その旨を

理事長に報告し、指示を受けなければならない。

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成2年5月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月26日議決)

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

## 別 表

印鑑の種類	用途	形状寸法	ひな形（字体は、てん書とする。）	印鑑管理者
理事長印	一般文書用	角型 方21ミリ メートル		総務部長
	出納用	天丸型 径21ミリ メートル		総務部長
	出納用 (試験審査所)用	天丸型 径21ミリ メートル		試験審査所長
試験審査所長印	一般文書用	角型 方21ミリ メートル		試験審査所長

第1号様式

印 鑑 台 帳

番 号	
名 称	
管 理 者	
使用開始年月日	年 月 日
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	
備 考	